

## 設立趣旨

すべての人が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、地域で一緒に暮らしたり働いていける「共生社会」を目指して、福祉、労働、教育などの分野で様々な取組がなされています。

そうした中で、これまで刑事司法プロセスの分野、すなわち犯罪の疑いのある人への取り調べや裁判、罪を償う矯正やその後の社会復帰については、「特殊な人たち」の世界と考えられがちで、そうした視点からの光はあまり当てられてきませんでした。

しかし、詳しく実情をみると、受刑者の 1/4 に知的障がいの可能性があったり、社会に受け入れられるすべをしらずに犯罪を繰り返している障がい者や少年がいたり、コミュニケーションに障がいがあるため十分な取り調べや裁判を受けられないままの人たちが多くいるなど、この分野において障がい者への配慮が不可欠なことがわかってきました。むしろ、こうしたある意味で極限の分野にこそ、社会的な弱者にとっての「生きにくさ」が集約しており、何らかの手だてが必要だということができましよう。

加えて、コミュニケーションに障がいのある人たちが動機や背景について十分理解されないままに供述調書を作られたり裁判を受け、検察や裁判所はそうした状況に目を向けることなく形式的に累犯ということのみで実刑を科す、刑の終了後は社会に受け入れられずに再び罪を犯す、また、罪を償った少年が社会に復帰できずに反社会的な大人になっていく、このようなことの繰り返しが社会の安定をおおいに阻害することは明らかでしょう。

刑事司法分野において、障がい者などの社会的弱者に特別に配慮する試みは最近になってようやく始められました。知的障がいなどによりコミュニケーションに難のある被疑者の取り調べに専門家が立ち会う制度はモデル的制度がスタートし、そのような人たちが刑を終えてから社会への復帰を目指す「地域生活定着支援センター」が各地で活動を開始しています。

また、社会復帰・自立が困難なのは障がい者だけではなく、児童養護施設を出た後の自立に多くの困難を抱えている子どもたちや行き場がないためにあえて犯罪を繰り返す高齢者、さらにはホームレスの人たちなども、社会の受け入れの仕組みが不十分であるがゆえに社会復帰や自立が困難であり、同様の支援が必要となっています。

これらの仕組みを作るためには司法のみならず福祉、労働、教育など幅広い分野からの知見、提言が必要であり、また、実際に機能させていくためには、そうした分野の協力が不可欠です。

このため民間の側から、障がいのある人たちにとっての適正な刑事司法プロセスを保障し社会復帰を進める仕組みを研究・提言するとともにそうした仕組みを実際に機能させるための活動を支援し、併せて同様の困難を抱える人たちの支援を行うための基金を設立します。

2012年7月